

文教産業常任委員会記録

1. 開催日時 平成30年9月14日（金） 午前9時30分
2. 場 所 市議会議事堂
3. 出席委員 南野委員長・有田副委員長・大草委員・林委員・先野委員・
重廣委員・重村委員・中平委員・早川委員
4. 委員外出席議員 武田議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 永田局長・岡田次長・山下主査
8. 協議事項
9月定例会（9月6日）から付託された事件（議案6件）
9. 傍聴者 なし
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午前9時30分 閉会 午前10時55分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

平成30年9月14日

文教産業常任委員長 南 野 信 郎

記 録 調 製 者 岡 田 年 生

南野委員長 皆さんおはようございます。本日の出席委員については委員 9 人全員であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、文教産業常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくよう、お願いいたします。また、委員におかれましては、本委員会での表決の際に挙手をされない方は、反対として取り扱いますので、ご了解願います。これより、本会議で本委員会に付託されました議案 6 件について、審査を行います。最初に、議案第 3 号「平成 30 年度 長門市湯本温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永経済観光部長 議案第 3 号長門市湯本温泉事業特別会計補正予算について、予算書 11 ページから及び事項別明細書については 75 ページからになりますが、人事異動に伴う人件費の補正であり、特に補足説明はございません。

南野委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 3 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 3 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 6 号「平成 30 年度 長門市水道事業会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

谷村上下水道局長 補足説明は特にございません。

南野委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はございませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 6 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 6 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 7 号「平成 30 年度 長門市下水道事業会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

谷村上下水道局長 補足説明は特にございません。

南野委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重村委員 おはようございます。市長の提案説明の中にも若干触れられており

ましたけど、大泊地区の下水道管移転工事ということで、青海大橋の耐震化に伴うことで管の移設が必要になったということで、800万円ですかね、計上されておりますけど、これについて少し詳しい説明をお願いできればと思います。

松本下水道班長 これについて、県道青海島線の青海大橋、これ新橋に添架しております、大泊地区からの汚水送水管が青海大橋の耐震補強工事に伴い、支障となることから移転するものです。これについて、山口県が今年度下半期に施工します仙崎側の橋脚の耐震補強工事に伴い、支障となることから今年6月に占用物件の移転要請がありましたので下水道管移転工事費を9月補正で計上するものであります。

重村委員 県の県道にこういった下水道管を長門市が付けさせていただいているという立場かと思うんですけど、こういった工事のときに耐震化の工事をするからこそ移設と言いますか、そういう事態に、そういう工事を行わないといけなくなるという状況だろうと思うんですけど、たとえばこの工事費の部分的に県が多少負担しましょうとか、そういったことというのは全く考えられないのか、これは全て自治体の長門市が持たないといけないものなのか、その点をお伺いします。

宗村施設整備課長 県道等、県道・国道含めてですけど、占用している物件については原因者の負担で移設するようになっております。今回につきましては補強工事で足場等限られたものにつきましては使わせていただくという協議を済ませておりますので多少は安くなるかと思っておりますけど、基本的には占用者が移設を行うということになっております。

重村委員 それでは最後に、工事期間等ある程度決定しているかと思っておりますけど、何月から何月くらいまで耐震補強工事を行われてという工程ですね。これだけ聞いて終わりにしたいと思います。

宗村施設整備課長 県に聞いたところによりますと、補強工事につきましては、今月中に業者が決まります。それから今の橋脚の西側に下水道の送水管を敷設しております、南側に移設する予定としております。南側の面が補強が完了しました時点で今の下水道管を南側に移設して、今度西側の補強工事にかかられるということなので、工期のほうは10月から3月という県のほうの回答をいただいておりますので、その間、それよりちょっと短い間に移転工事は終わるものと考えております。

重廣委員 おはようございます。今の工事の件なんですけど、これは管を移設すると。新設されるんですか。それとも今あるものを使われるんですか。

宗村施設整備課長 現在送水管として使っておりますので撤去することはできませんので、今の管はそのままにして新しく付けたもので、今ある管は撤去します。だから流用することではなくて、新しく新設します。

重廣委員 もうひとつ提案説明でございました、東深川 1 号幹線用地取得に係る測量費ですよね。この用地取得目的ですよね。なぜこういうのが必要なのかどうか。それと場所を伺いたいと思います。

田村管理課長 まず、本委託料につきましては、私有地に下水道管が埋設されている部分の土地を購入するための測量費を計上するものであります。埋設されている物件は湯本深川地区の汚水が集まる重要な本管であり、昭和 57 年に下水道管を敷設したもので、当時の所有者であります、株式会社藤辰商店さんから賃貸借契約により土地を借り受けておりました。しかし、昨年平成 29 年 11 月に所有者が変わりまして、現在新しい所有者と土地の交渉に向けて交渉中でございます。場所は市道 堤尻前角線で土地区画整理地から警察署から今、大留さんとかございますね。あそこにかかっている跨線橋の右下にある JR との境界線ギリギリにあるところにあります。当初ここは藤辰商店さんの第 2 工場が先に建っておりまして、なのでそこを一部、推進で引かせていただいて、半分くらいは開削工法でやっておりますけど、それで当初は賃貸借契約で成り立っておりますところがございます。

重廣委員 この賃貸借という金額というのは年間いくらくらいだったんですか。

古川管理課長補佐 すいません、端数までは記憶にございませんけど、年間 6 万いくらかの金額で賃貸借契約を結んでおりました。

重廣委員 今までは賃貸借であったけど、埋設して今の開削工法もあるということで、市として購入しようというための測量ではないかと思うんですが、ただ測量はしました、相手は売りません、とかそういうことにはなりませんか。どういう話をされてここに補正として測量の委託業務を上げられたのか。せっかく測ったけど最終的に交渉がつかんやっただから駄目になったとかいうことはちょっとおかしいなと思うんですが、これまでの経過と言いますか、そういうことはどのようになっているか伺いたいと思います。

田村管理課長 まず、昨年に土地の所有者が変わったときに、今までは賃貸借契約でございましたので、これは物件の形態からいくと、第 3 者に対抗できないということで、先ほども申しましたように、東深川浄化センターの直前の、東深川 1 号線の集まるところの一番深いところでございます。なので、その工事難しいということで、今施設の移転とか、賃貸借契約とか、もうひとつは地役権、地上権の設定契約で購入を検討いたしまして、交渉の中で結局は買っていただきたいということがありましたので、それで今交渉を進めているという状況でございます。先ほど古川から申し上げましたけど、直近の賃貸借の金額でございますけど、ずっと藤辰商店さんと契約してきたんですけど、最初は 57 年の 11 月に契約しておりますけど、そこが年額で 2 万 7,760 円、1 回目の改定が 63 年でそれが年 4 万 1,664 円、2 回目は平成 6 年の改定で年間 5 万 1,840

円、9年に次の改定が起きまして、先ほど古川が触れました6万624円でっております。それで、所有が変わりました。

重廣委員 今、下水管が埋設されている土地の購入ということで、今その上には何もないと思うんですよね。建物も何も。何かあるんですか。ただ購入されたあと平米数わかりませんが、そのあとの維持管理、草ボーボーになるとか、そのあたりはどのように計画しておられるのかだけ、伺いたいと思います。

田村管理課長 先ほども申しましたが、57年当初に先に藤辰さん第2工場として建っている建物に一部かかっている部分があります。なので半分くらいは当時、推進という形で進めてきました。それはまだいまだにあります。なので、今土地の売却にあたっては交渉の過程でまず上物を全部撤去していただくという方向で検討していただいております。ただ、東深川半分のほうが構造物がありまして、その部分、それはギリギリの、今うちがだいたい必要とする部分のギリギリのラインであるんですけど、おそらく西側のほうの建物部分については少なからず撤去していただく方向で今検討していただいている最中でございます。

田村管理課長 少なからず撤去していただく方向で検討していただいている最中でございます。

南野委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第7号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手全員です。よって、議案第7号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第9号「平成29年度長門市水道事業会計決算の認定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

谷村上下水道局長 それでは、平成29年度水道事業会計決算書により、補足説明をさせていただきます。初めに、決算書6ページの損益計算書、これは消費税抜きでお示しをしておりますが、収益的収入および支出の状況ですが、収入では営業収益は年間有収水量が、前年度に比べて約2万6,000立方メートル、0.7%増加したことによりまして、給水収益、水道料金でございますが、これは前年度に比べて約400万円の増となり、その他の営業収益と合わせ、5億2,659万1,995円となりました。営業外収益は、基準外及び基準外繰入金を一般会計で補助金といたしまして、繰入れ、国庫補助等により取得いたしました資産の減価償却費に充てる財源といたしまして、長期前受金から収益化した戻入額等を合わせて1億8,373万3,453円となっております。一方、支出におきましては、営業費用は施設の維持管理、人件費等に要した費用や、減価償却費の費用化により、5億9,778万7,567円となり、営業外費用は支払利息等といたしまし

て、7,281万216円となっております。その結果、収入額7億1,032万5,448円に対し、支出額6億7,059万7,783円で、経常利益は3,972万7,665円となり、これに特別利益41万6,929円を加え、特別損失599万1,835円を差し引き、当年度3,415万2,759円の純利益となっております。次に、決算書20ページの資本的収支明細書、これ消費税込みでございますが、これに示しておりますとおり、資本的収入及び支出の状況は、資本的収入では支出の財源といたしまして、企業債や国、県の補助金、一般会計出資金等によりまして2億7,382万5,530円となっております。一方の資本的支出は建設改良費として決算書12ページの建設改良工事の概況のとおり、田上浄水場整備工事や老朽排水管の布設替工事等を行い、企業債償還金と合わせ、6億5,486万2,138円となっております。資本的収支に置きまして、収入額が支出額に対して不足する額、3億8,103万6,608円につきましては、損益勘定留保資金等を取り崩して補てんをいたしました。

南野委員長 以上で補足説明は終わりましたのでこれより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

林委員 それでは議案第9号の平成29年度長門市水道事業決算の認定について議会初日の市長の提案説明、それから今の補足説明を受けて行いますけれども、執行部、ひとつ補足説明のことなんですけれども、それだけ長いと、なかなか数字をばっと言われてページをめくるといのは物理的に不可能なので、できたらそういう長い感じの補足説明は事前に出していただくのがよろしいかなというふうに思います。それはまたご検討していただきたいと思います。平成29年度の水道事業の決算を受けて、監査委員の公営企業会計決算審査意見書には給水人口、給水戸数は近年いずれも減少傾向にあり、収益性、施設の効率性、生産性等における各種決算指標も低迷している状況であるというふうにご指摘をされております。まず、そうした監査委員の指摘をどのように受け止めておられるのか、という点についてお尋ねいたします。

田村管理課長 過疎化が進む本市におきまして、給水人口、給水戸数ともに減少傾向にあり、将来にわたって人口減少が見込まれることから、事業経営の悪化が危惧されるところでございます。そのため、これらの現状や今後の見込みを踏まえたうえで経営戦略を策定し、持続可能な事業経営を行っていく必要があると考えております。

林委員 いま言われた点を踏まえいくつかお尋ねいたします。まず、決算書の8ページの貸借対照表の流動資産のうち、未収金の2億8,587万5,123円についてでありますけれども、この中には回収不能なものが含まれているのかどうか、確認いたします。

古川管理課長補佐 未収金については、平成29年度末時点において水道料金、国庫補助金等がありますけど、回収不能なものはございません。ただ、水道料

金については今後の状況によって不納欠損処分する案件が発生する可能性はある、ということです。

林委員 次に流動比率というのがあるんですけども 150%以上が目安とされておりますけれども、前年よりも 48.1 ポイント減となっておりますが、この理由についてお尋ねいたします。

大田管理班主査 流動比率は、流動負債に対する流動資産の割合を示すもので、短期的な支払能力を判断するために用いられる指標となります。平成 29 年度は主に田上浄水場整備に係る工事費の支払が年度内に完了しなかったことから、前年度と比べまして未払金が約 2 億 330 万円増加した影響で、指標を計算する際の分母であります流動負債が約 2 億 790 万円と増加した結果、指標が 48.1 ポイント下がったものでございます。

林委員 同じく、企業債償還元金対減価償却額比率というのが 87.9%となっておりますが、この数字に対するご見解というのをお尋ねしたいと思います。

田村管理課長 企業債償還元金対減価償却額比率は、投下資本の回収と再投資との間のバランスをみることができます。企業債の償還能力を示すもので、低いほど償還能力が高いとされ、一般的に 100%を超えると再投資を行うにあたって企業債等の外部資金に頼らざるを得なくなります。平成 29 年度の指標は 87.9%と、少しずつではありますが上昇傾向にあることから、今後の建設改良については、財源も踏まえながら注意深く進めていかなければいけないと考えております。

林委員 それで次に、9月6日の本会議における田村哲郎議員の質疑に対して、有収率の低下対策として、配水流量に異常があれば漏水調査と修繕を繰り返すことによる早期対応、そして漏水の主な原因として水道管の老朽化が考えられることから、老朽管更新計画に基づいた、水道管路の計画的な改良・更新や、漏水発生の多い路線を優先的に更新するなどして有収率の改善に取り組んでいくというふうにご答弁されております。このことに関連して、水道管の法定耐用年数の 40 年を超えた基幹管路については、水道管の材質特性を踏まえて、管路の重要性や経過年数、劣化の進捗状況などについて総合的に判断した上で早期に更新の必要のある管を優先的に更新することというふうになっております。平成 26、27、28 年度に策定した老朽管更新計画によると、更新の対象となる基幹管路の延長は 140.3km であり、そのうち平成 28 年度までに更新した管路延長は 3.6 km で進捗率は 2.5% となっております。それで平成 29 年度の更新実績及び管路更新率は何%になるのかをお尋ねいたします。

中尾水道班長 更新実績としましては、平成 29 年度に布設替更新を行った配水管路の全延長は 1,400m ですが、そのうち老朽管更新計画において更新の対象となる基幹管路の延長は 659m であり、平成 29 年度末までの更新管路延長は

4.2km で、管路更新率は 3.0% となっております。

林委員 29 年度は 0.5% 上昇したということですね。同じく、田村哲郎議員の質疑に対して、回収率及び今後の対策として将来的な施設・設備の現状把握を行い、投資計画と財政計画を併せ持った経営戦略の作成が不可欠であると考えており、この経営戦略を策定する中において、今後の水需要予測を踏まえた施設のダウンサイジングや再編、一般会計からの基準外繰入の取扱いや料金改定も含めて検討していく予定というふうにご答弁をされております。答弁にあった投資計画と財政計画を併せ持つ経営戦略はいつごろ策定するお考えなのか、またその経営戦略は策定義務のあるものなのか、この点を重ねてお尋ねいたします。

大田管理班主査 水道事業の経営戦略の策定につきましては、本年 3 月に策定されました第 4 次長門市経営改革プランの実施計画において、平成 31 年度中に経営戦略を策定していくこととしております。また、経営戦略の策定義務についてですが、総務省から地方自治法第 245 条の 4 第 1 項に基づき、技術的な助言として策定の要請を受けているものであり、策定義務といった拘束力のあるものではございません。

林委員 先ほど申しあげました答弁にはですね、今後の水需要予測を踏まえた施設のダウンサイジングや再編ということがありましたけども、具体的な内容についてお尋ねいたします。

内浄水場長 今年度の水需要予測を踏まえた施設のダウンサイジングや再編の具体的な内容につきましては、管路の布設替の時に将来的な水需要を考慮した最適な口径、材質とすることで事業費を抑制しております。また、水道施設については更新計画について統廃合等による再編を行い、現在ある 139 ヶ所の水道施設の水源、浄水場、排水池、排水槽、ポンプ所、減圧槽との水道施設のうち、36 ヶ所の施設の減とし、103 ヶ所とする計画でございます。

林委員 それで、給水人口というのは、給水人口の減少による給水収益の減少が進んでいる中で、料金改定も含めて検討していく予定ともありましたけども、具体的な検討時期は考えておられるのかどうかお尋ねいたします。

田村管理課長 水道の料金改定は消費税改定を除きまして、直近では合併後の平成 20 年 4 月に統一料金の改定を行って以降、ここ 10 年間行っていない状況でございます。また、水道料金改定は、経営戦略の策定と並行して行うこととしておりまして、本年 3 月に策定した平成 30 年度から平成 33 年度までの 4 年間の、先ほど申しあげました第 4 次長門市経営改革プランの実施計画では、平成 31 年度中に水道事業の経営戦略の策定を行うこととしておりまして、その中でこの水道料金改定の方針決定を行うこととしており、現時点では具体的な改定内容、時期についても未定でございます。

林委員 同じく、田村哲郎議員の質疑に対して大河内川ダムの進捗状況についてありましたね。それにはダム本体及び導水トンネルの工事着手時期について、予定より遅れていると聞いているというご答弁されておりますが、これまでの予定というのはどういうものだったのか、また、工事着手時期の延伸というのは事業費に影響するのではないかというふうに思うわけですが、この点についてお尋ねいたします。

宗村施設整備課長 大河内ダムの事業主体であります県に問い合わせたところ、他の本体の工事着手時期を平成 31 年度で、工事着手時期の延伸による事業費への影響は今のところないと聞いております。

林委員 この問題の最後に、大河内川ダムの総事業費というのは 240 億円で、平成 29 年度末までの執行済み事業費は約 104 億 7,000 万円、進捗率は平成 29 年度末で 43.6%ということでありましたが、平成 29 年度の事業実績をまずお尋ねいたしたいのと、合わせて本市の負担率というのはどう変わったのか、それに伴う事業費はどうなったのか、今後の支出予定も含めて具体的に確認して質疑を終わります。

宗村施設整備課長 平成 29 年度の事業費は 1 億 6,300 万円で、主な内容といたしましては、県道の付替え工事を行ったと聞いております。また、市の負担率につきましては、平成 27 年度に水道計画の見直しにより、取水量を 1 日あたり 8,000 m³から 1,000 m³にしたことから、負担率が 14.7%から 6.5%に変更となっております。これに基づき本市の負担率は全体事業費の 6.5%で、総額は 15 億 6,000 万円となっており、平成 29 年度までの負担額は 14 億 4,500 万円で残額は 1 億 1,500 万円となっております。

先野委員 おはようございます。林委員のあとでちょっとやりにくいですが、平成 29 年の長門市水道事業会計の決算書 15 ページ、この業務（1）の業務量の表で、29 年の年度末の給水人口が 28 年度に比べて 628 人減っています。人数が減っているにも関わらず、5 の年間給水量が増えている要因についてお伺いします。

大田管理班主査 人口減少の影響により、本市の年度末給水人口は減少しておりますが、一部で使用水量が増加している大口の民間企業があることから、年間給水量が増加したものであります。

先野委員 監査意見書の中にいろいろ書いてありますが、当年度の水道料金の収納率が 90.9%で、前年度に比べて 3.1%ほど上昇しています。しかし、過年度分で 3,000 万円を超える額が依然として未納であります。収納率の更なる向上についてお尋ねします。

古川管理課長補佐 未納が発生した場合、督促、催告、給水停止予告、給水停止を徹底し、そういったサイクルを徹底して、新規滞納者の発生を防ぐととも

に過年度分の未納についても分納誓約を提出していただいて、計画的な納付を促して収納率について向上を図りたいと思っております。

先野委員 29年度の給水停止の件数はどのような効果があったのかお尋ねします。

古川管理課長補佐 平成29年度における給水停止の実績は述べ101件となっております。給水停止の効果としましては、滞納額の増加防止や滞納分の水道料金の一括支払い、また、一括での納付が困難な場合は分納誓約を提出していただき、分納していただくなどの効果が出ております。

先野委員 28年が22件給水停止が述べ件数があったと思うんですが、今回101件と大きく増えているんですが、その要因についてお伺いします。

古川管理課長補佐 平成28年度までは、年2回の徴収強化月間を設けて、悪質滞納者に対して給水停止を行っていました。29年度からはそれを通年ベースで悪質滞納者、高額とか以外についても滞納があればまず督促の発送、催告、給水停止予告、それでも何ら相談もなくお支払いいただけない場合は給水停止という形で、通年ベースで徴収のやり方を変えたことが大きな要因となっております。

重村委員 本会議で田村哲郎議員のほうから有収率についてお尋ねをされて、有収率が前年度比3.1%ダウンとなったと。これの要因は年間総配水量の半分以上占める長門地区において漏水事故が、平成28年と29年を比べたときに約2.7倍、件数にすると28年が7件の事故しかなかったのが29年は19件発生して、これがポイントを下げた大きな要因だというふうに答弁をされています。その配水管の老朽化というのは年々進んでいくという中で、29年度起きた19件という件数が、この件数というのをどのように受け止められているのか。というのが、年々漏水事故というのはこれから右肩上がりの多くなっていくというふうに予測されるものなのか、たまさか29年度が多かったというふうな判断をされているのか、これをまず聞かせていただこうと思います。

宗村施設整備課長 管につきましては老朽化が進んでおりますので件数は増えていくものと考えております。実際にしましては更新計画に基づき進めたいところですが、いろいろな状況がありまして追いついていけない部分での漏水箇所が増えている、特に今回、東深川でありました漏水につきましては、早期発見が遅れた部分もあります。と言いますのも地形的に地下に浸透する部分が多く、路上に上がってこなくて遅れている部分もありますので、そういう部分では漏水調査等、年間を通じて行いながら有収率を上げるために努力していきたいと考えております。

重村委員 私、田村哲郎議員が質疑をして初めてこういうことがあって、有収率を低下させているということで聞かせてもらったわけですね。それで、今後

の対策として、当然計画性を持って配管のやり換え、更新をしていくということも大切でしょうけど、ぜひ市民の方の力も借りるという観点も私は必要ではないかと。ですから1トンの水を作るのに実際、市民の皆さんってなかなか分からないと思うんですね。31円くらいの赤字を出してまで1トンの水を作り出しているんですよということも、これもやはりご理解をしていただけるように説明と言いますか、認知をしていただかないといけない。そのためには極力そういう、これ漏水じゃないかなという的なものを発見したときに、担当課、行政だけが頑張るのではなくて、市民の方の力を借りるということも今後やはりやっていかなければいけないのではないかと思いますけど、そのあたりの、市民とともにこの会計もあると、歩んでいくという観点からどのようなお考えを持っていらっしゃるのかお尋ねして終わりにします。

宗村施設整備課長 漏水の多くは市民の方からの通報によるものでございます。または何か分からないまま見逃されていることもあることは事実でございますので、そういったことにつきましては市民の皆さんに周知していただき、水道はお金がかかっているということも合わせて周知いただくような努力をしてまいりたいと思っております。

早川委員 決算書の事業報告書の利息なんですけども、起債の利息。15ページになります。(3)事業費に関する事項で、支払利息及び企業債取扱諸費として7,200万円、10.8%というところに出ているんですけども、これ多分起債の利息等ですよ。これってその表も見せていただいたんですけども、これ一般企業で言うと借り換えとかそういう努力とかってできると思うんですけど、これはもう全然動かせないんですかね。償還とか利息に関しては。

田村管理課長 借り換えにつきましては、以前政府が進めている借り換えというのが一応特例で認められたというのがございまして、そのときは実施しております。ただし、通常の間はそこが認められていないと言いますか、大きく政府系資金と市中銀行等の資金に分けられるんですけど、それぞれが違約金的な部分の要素を持っておりますので、そういう政府のほうで国のほうで制度を変えていただかないとなかなかそこはできない部分がございます。

早川委員 今借り換えと言ったんですけども、これ以前、勉強会か何かで市の持っている基金とかそこをちょっと融通することができるということを聞いたんですけど、借り換えではなくて、返してということとはできないんですかね。それはもう使えないということですか。

田村管理課長 今、議員さんがおっしゃいます一般市長部局のほうの基金というのがたくさんあるんでございますけど、そこには確かに減債基金とか財政調整基金とございますけど、それは企業債に対して考えているものではございません。仮に市トータルの資金の融通としてそれをいったん行った場合、企業局

とそれを今度は返済の義務がありますので、今度は市長部局の一般会計のほうに利子分を返さないといけないというふうな形がありますけど、そのへんで市長部局のほうの財政の部分が許せるのであれば協議は可能かもしれませんが、いずれにせよ、利息を付けて返すという形になると思います。

早川委員 今平成 31 年から 4 年間の計画の第 4 次を立てるというところでも、計画を立てる段階なので、少しそれも考えて利率の高いところはちょっと考えていただけたらなと思って今提案したので、ありがとうございます。

南野委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 9 号について、認定することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手全員です。よって、議案第 9 号は、認定すべきものと決定しました。次に議案第 10 号「平成 29 年度 長門市下水道事業会計決算の認定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

谷村上下水道局長 それでは、平成 29 年度下水道事業会計決算書により補足説明をさせていただきます。はじめに、決算書 5 ページの損益計算書、消費税抜きでございますが、収益的収入及び支出の状況は、収入では、営業収益は、年間有収水量が前年度に比べ約 24,000 m³、0.7%減少しましたが、下水道使用料は、平成 28 年 10 月からの料金統一・改定により前年度に比べ約 2,100 万円の増となり雨水やし尿処理に要する経費の負担金等と合わせ 5 億 6,095 万 429 円となりました。また、営業外収益は、基準内及び基準外繰入金を一般会計負担金・補助金として繰り入れ、国庫補助等により取得した資産の減価償却費に充てる財源として長期前受金から収益化した戻入額等を合わせ 10 億 9,428 万 6,595 円となりました。一方、支出では、営業費用は、施設の維持管理・人件費等に要した費用や減価償却費等の費用化により 15 億 1,787 万 4,192 円となり、営業外費用は、支払利息等として 1 億 3,705 万 2,012 円となりました。その結果、収入額 16 億 5,523 万 7,024 円に対し、支出額 16 億 5,492 万 6,204 円で、経常利益は 31 万 820 円となり、特別損失 31 万 820 円を差引き、収支 0 円となりました。次に、決算書 18 ページの資本的収支明細書、消費税込みで、お示ししています資本的収入及び支出の状況ですが、資本的収入は、支出の財源として企業債や国庫補助金、一般会計出資金等により 9 億 5,710 万 4,138 円となりました。一方、資本的支出は、建設改良費として決算書 11 ページの建設改良工事の概況のとおり東深川浄化センター汚泥処理機械・電気設備 2 期工事や仙崎中部地区管渠施設改築更新工事等を行い、企業債償還金と合わせ 13 億 9,391 万 1,512 円となりました。資本的収支におきまして、収入額が支出額に対して不足する額 4 億 3,680 万 7,374 円につきましては、損益勘定留保資金等を取り崩して補填いたしました。以上、補足説明とさせていただきます。

南野委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

林委員 議案第 10 号の平成 29 年度長門市下水道事業会計の決算の認定についていくつかお尋ねいたします。下水道事業というのは、3 事業合わせまして処理場が 19 施設、ポンプ場が 6 施設、管路の総延長が 351 キロメートルとなっておりますけれども、先ほども紹介した田村哲郎議員の質疑に対して、不明水の減少した要因の一つとして、管渠の改築工事を進めているとご答弁されておりますけれども、改めて平成 29 年度の事業実績をお尋ねいたします。

松本下水道班長 平成 29 年度は仙崎分区において管渠の改築更新を行い施行延長は 897 メートルでございます。これにより仙崎分区において管渠の改築更新の進捗率は、施行延長ベースではございますが、72.2%となりました。

林委員 次に公共下水のみならず、農業、漁業集落排水事業における維持管理や改築更新計画、これ策定されると思いますけれども、具体的な策定予定時期というのをお尋ねいたします。

宗村施設整備課長 集落排水事業における維持管理や改築更新計画の策定予定でございますが、農業集落排水事業につきましては、平成 29 年度より三隅の 5 地区、平成 30 年度に長門 2 地区、日置 3 地区、油谷 1 地区において、施設等の劣化状況を調べる機能診断調査を行い、その結果に基づき平成 31 年度に施設の機能を保全するために必要な対策方針を定める最適整備構想を策定する予定にしています。同様に漁業集落排水事業、3 地区におきましては、平成 31 年度に機能診断と機能保全計画の策定を行う予定としています。

林委員 田村哲郎議員の質疑に対しまして、回収率については県内他市と比べて本市の場合、農漁集の処理場数が 16 処理場と多く、処理水量及び料金収入の割合も全体の 4 分の 1 と他市と比べ多いため、約 29 ポイント下回っていると答弁されておりますが、この改善策を企業局としてどう考えているのかをお尋ねいたします。

田村管理課長 下水道の汚水処理費については使用料で賄うべきものであり、経費の回収率を県内他市と近づけるためには、維持管理費を削減し適正な使用料改定が必要となります。維持管理費の削減については、施設の統廃合や公共ではストックマネジメント計画、農集では、先ほど宗村課長が申しましたが、最適整備構想、漁集では機能保全計画を策定することにより、補助金等を活用した適正な施設の改築更新を実施すべきと考えております。また、適正な使用料の算定につきましては、ストックマネジメント計画等の投資計画に基づいた経営戦略を策定し、今後長門市の下水道事業を維持して行く上で適正な使用料水準の改定が必要であると考えます。

林委員 適正な使用料の水準改定と。これはまた別の機会に議論しなければな

りませんが、この質疑の最後にですね、先ほど先野議員も若干水道のほうで触れられておりますが、下水のほうでお尋ねしたいのですけれども、平成 29 年度の下水道使用料の収入未済額は現年度分と過年度分を合わせて、全体で 1 億 1,476 万 237 円となっております。このうち、滞納繰越分は 4,202 万 1,754 円であり、収入未済額の 36.6%を占めております。負担の公平性を確保する観点からも、適正な債権管理や収納率の向上にどう取り組まれていこうとされているのか。また、不納欠損の取り扱いについて留意している点は何か、この 2 点をお尋ねして質疑を終わります。

古川管理課長補佐 現年の新規及び少額滞納者への早期対応や高額滞納者への分納計画書及び納付誓約書提出を強化し、悪質滞納者に対して水道事業と連携して給水停止を行うこととしており、督促から催告、給水停止予告、給水停止実行を一連のサイクルとして毎月実施するなどの取り組みによって、新規の未納者の発生を防ぎ、過年度の未納額の削減に努めるようにしております。また、不納欠損の取り扱いについては、法令や市の債権管理条例に基づいた債権の適正な管理を行っていくこととしております。

南野委員長 ほかにご質疑はありませんか。ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 10 号について、認定することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手全員です。よって、議案第 10 号は、認定すべきものと決定しました。最後に、議案第 11 号「長門市しごとセンター条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永経済観光部長 委員長、申し訳ございませんが議案の中に誤字がございましたので訂正の発言を許可願います。

南野委員長 どうぞ。許可します。

光永経済観光部長 議案のほうになりますが、議案の一番最後の附則の項目になります。附則の第 2 項、カッコに長門市暴力団排除のための公共施設の利用規制に関する条例の一部改正。この文言は正しかったのですが、第 2 項の本文中、長門市暴力団排除のための公共施設の利用規則に関する条例として、利用規則、これが規制でございましたので、お詫びのうえ、訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。それでは、引き続きまして、議案第 11 号「長門市しごとセンター条例」について、補足説明をさせていただきます。本議案は、地方創生推進交付金、こちらを活用して「ひと」と「しごと」のハブ構築による地域未来創造事業で整備してまいりました施設について、その名称を「長門市しごとセンター」とするとともに、公の施設として位置付けることから、その設置条例を制定するものでございます。まず、第 1 条には設置の目的、第 2 条には名称及びその位置、第 3 条には施設の構成として各部屋等の名称を記載

しておりますが、別添の議案参考資料の 1 ページに施設の概要をお示しするとともに、同じく議案参考資料の 3 ページから 5 ページにかけて施設の平面図をお付けしておりますので、各部屋の位置等をご確認いただけたらと思います。次に、第 4 条にはセンターで行う事業を記載しており、第 5 条にはセンターの供用日及び供用時間、少し飛びますが、第 10 条には使用料として、それぞれ附則のあとに別表第 1 及び別表第 2 としてお示ししておりますが、2 つの表を見やすいようにひとまとめにしたものを、別添の議案参考資料の 2 ページのほうにお示ししておりますのでご覧いただきたいと思います。続いて第 6 条から第 9 条まで、こちらはセンターの使用許可に関する事項を記載し、第 11 条から第 14 条までは減免や損害賠償などに関する事項を記載しております。次に第 15 条から第 19 条までは、センターの管理を指定管理にした場合の取り決め等について記載し、第 20 条には規則への委任について記載しております。最後に付則について補足いたします。付則第 1 項になりますが、本条例の議決をいただきましたら、なるべく早い時期にセンターの供用を開始したいことから、条例の施行日を交付の日からとしているものでございます。また、第 2 項になりますが、長門市暴力団排除のための公共施設の利用規制に関する条例に、しごとセンターの公の施設として利用規制を行うことから、本条例の対象となる施設として加えるものでございます。

南野委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

先野委員 一昨日見に行かせていただきまして、1 階から 3 階までしっかり見させていただきました。シェアオフィス、大小が部屋がそれぞれ 3 つずつあって、6 つありましたけど、シェアオフィスの活用方法についてお聞きします。

吉村商工水産課長補佐 シェアオフィスにつきましては、たとえば店舗を必要としない業務でございましたり、インターネットを活用した業務、また、サテライトオフィスなど、共同利用を行いまして、集中して業務を行うオフィスを提供することによりまして、創業者の支援でございましたり、新たな事業展開の促進を図っていきたいというふうに考えております。

先野委員 今シェアオフィスを見に行つたときに 6 部屋しかなかったわけです。その 6 部屋の選定というか、ようけシェアオフィスに入りたいよという方がいらつしゃつた場合、その選び方はどういうふうにされるのかお伺いします。

吉村商工水産課長補佐 まず入居者の選定については、6 部屋と少ない数でございます。長門市と管理をお願いする団体等を含めまして、入居者選定委員会という組織を設定しまして、入居者の選定を決めていきたいというふうに考えております。

先野委員 しごとセンターについてはここにもありますけど、15 条にも書いて

ありますが、指定管理にされるとは思うんですが、どのような形になるのかお伺いします。

吉村商工水産課長補佐 指定管理者制度につきましては、まず初めに、業務の指定管理料等々がまだ運用してみないと分からないことがございますので、将来的には指定管理者制度のほうに移行したいと考えておるところでございますが、当面、一定の期間、管理運営業務を委託をいたしまして、実績額等考慮しながら指定管理者制度への移行ということで考えておるところでございます。

先野委員 多分そうなんでしょうけど、「NPO 法人つなぐ」が大部分を僕はやっていくんじゃないかなというふうに考えていますが、その点についてはどのように考えておられるのかお伺いします。

寺岡商工水産課長 指定管理者の募集は無論、公募をいたします。ただし、私どもの気持ちというかこれまでの、このしごとセンターを設置してきた27年のまち・ひと・しごと創生総合戦略と。そういうところからしごとセンターへの設置に向けてきた過程の中で民間労働者が減っていくとか、地域への就職をもっと増やすとかそういう必要性を感じていらっしゃる民間の方に、その目的を達成するためのNPOを民間の方々が設置をされておりますので、そういったしごとセンターの使用目的に合うところの方々に公募を行います。

先野委員 僕ばかりしゃべるとあれですけど、これ地方創生推進交付金ですよ、活用して進めておられると思います。確か30年度で委託されているドワンゴが切れると思うんですが、多分今年、今年度ということは3月くらいまではあそこの部屋をドワンゴにお貸しされると思うんですが、その後ですよ。委託金がもうなくなるわけですから、31年度からはどこに頼むかという選定になると思うんです。そこについてはどのように考えておられるかお伺いします。

吉村商工水産課長補佐 キャリア教育拠点室の活用についてでございますが、キャリア教育拠点室につきましては、今年度議員のご認識のとおり、ひととしごとのハブ構築による、地域未来創造事業におきまして、キャリア教育体験型学習推進事業というものを、株式会社ドワンゴのほうに委託をしておるところです。ドワンゴのほうから現在キャリア教育拠点室を今年度の事業の活動拠点としたいといふうなところで、利用の申請をいただいているところでございます。本市としましては、申請を許可し活用していきたいということを考えております。31年度以降の部分につきましてはでございますが、ここにつきましては、この間28年度から3年間キャリア教育の推進を株式会社ドワンゴのほうに、長門市らしいキャリア教育プログラムの開発等お願いしてきたわけでございますが、それらの実績実施状況等を考慮し、今後の中高生におけるキャリア教育の方向性というものも検討しながら31年度の予算編成に向けて検討してまいりたいというふうに思っております。

重村委員 条例の第5条、センターの供用及び供用時間は別表第1のとおりとするということで、一番最後のところに別表が添付されております。これを提案されてみてビックリしたのが、供用時間が24時間使えますよと。ただし事前の申し出により、使用許可をきちんと取ってくださいと。取った場合に限り24時間深夜でも使えるということであろうと思うんですが、これはどういったことを想定して24時間施設として使えると、どういったものを想定しているのか一つお願いします。

吉村商工水産課長補佐 供用時間につきましては、類似のほかの施設等も検討の材料とさせていただいたところがございますが、市内企業の皆様方が仕事が終わって集まるというふうなところが現在長門商工会議所でありましたり、私どもの中央公民館、物産観光センター等使って会議等をされておるところでございます。今、中央公民館が10時までというところで開館をしております。長門商工会議所につきましては、希望によっては10時以降も開いたりしておったり、電気をついているのは認識しておりますけども、私どもとしましても、なるべく市内に働く皆様方があそこに集まっていろいろな議論をしていただくという場にしていくということを考えたときに、じゃあ10時になったからもう閉めますというふうなことでは市民にとって利用のしにくいものになるのではないかというふうなところで、ある程度公民館施設と合わせて10時までというのを基本路線にしながら10時以降は申請があればどういった内容でここを使わせてほしいというご希望を聞いたうえでいちいち対応するというところで、24時間を設定したところがございます。

重村委員 同じ供用時間の中で、シェアオフィスに関しては附則の説明で、使用許可をきちんと取りなさいよということは明記してないわけですね。使用料を見ると、1ヶ月につきシェアオフィスの場合は3万3,000円であったり3万円であったりという設定がされています。ということは、1ヶ月シェアオフィスの一角を借りますよという契約を、契約と言いますか約束事をすると、24時間出入り自由にできるというふうなこれから見ると読みとれるんですが、その部分はどんなですか。

吉村商工水産課長補佐 今、重村議員ご認識のとおりでございます。これの管理につきましては、シェアオフィス入居者の皆様方にもセキュリティーのカードを渡しまして、防犯カメラも設置しながら24時間出入りができるような施設になるものでございます。

重村委員 それでは最後にします。結局これから指定管理者も選定をして、その方に施設の管理をしていただいて、最初のうちはデータを取るというようなことをニュアンス的に今、発言がありましたよね。最初どういうふうな時間帯でどれだけの方が使われるか見えないので、データも取っていきいたいというふ

うな発言もあったと思うんですけど、これ指定管理料からすると、極端に言う
と会議はワーキングスペースとかを使われないけど、一人のシェアオフィスの方
がカードで自分で入りするのかもしれないけど、このときに管理人は全くい
ないというようなことを想定されているのか、その鍵等は渡すけど、管理人は
きちんと一人常駐してもらおうんだという考えなのか、これを聞きたいと思いま
す。

吉村商工水産課長補佐 まず夜間の管理につきましては、今我々が想定してい
るのは、10時以降の申請があった場合につきましては管理人を延長して常駐さ
せるということにはいたしておりますが、今議員ご指摘のように、たとえばシ
ェアオフィスの方々が夜遅くまでお仕事をされるとか、そういったふうなと
ころについて建物の中に管理人を置くというふうなところまでは現在のところ考
えておりません。シェアオフィスの入居者の方とそこはしっかりと利用契約に
おきまして、しっかり対応をしていきたいと思っておりますし、防犯カメラ等
も設置しますので、何か安全対策等も、また聞きたいと思っておりますが、そ
こはお互いの紳士的なところで対応していきたいというふうに思っております。

大草委員 先ほどの先野委員の話の中で、ドワンゴに業務委託をするという話
ですけども、ドワンゴという会社の、3月定例会で聞けば良かったんでしょ
うけども、業務委託された、たとえば人材育成とか創業支援、キャリア教育とい
う実績が本当にあったんでしょいかね。

吉村商工水産課長補佐 ドワンゴの業務委託についてですが、ドワンゴさん
に今、株式会社ドワンゴと角川さんという者がタッグを組んで、角川ドワンゴ学
院というものが組織して、そこがN高等学校という通信制の高等教育機関を作
っております。その中でIT技術を駆使して、引きこもりの子であったり、なか
なか馴染めない子というような子どもたちにネットを通じて勉強しているとい
うふうな高校があるわけですが、そのこの課外授業の一環の中で、長門市をフ
ィールドとして選んでいただいたわけでございまして、そのフィールドを選んだ
ときにぜひ長門でもというところでお声かけをいただいたんですが、いろいろ
ドワンゴの話を聞いていく中で、地方創生の教育過疎の自治体に対しても我々
のIT技術というものを導入した教育が役に立つのではないかというふうなと
ころでご提案をいただいたことから、このドワンゴさんと長門市らしいキャ
リア教育プログラムの開発の部分について委託をさせていただいているとこ
ろでございます。市内で働くキャリアアップ支援でございましたり、働き方
のマッチングイベント等につきましては、現在のところNPO法人つなぐであ
りましたり、長門商工会議所さんのほうにお願いをして事業を推進している
ところでございます。

大草委員 このしごとセンターというのは、いわゆる、大変長門でも大事な事

業ですけども、地元企業と若者支援というのは非常に大事な仕事です。このしごとセンターの成果というのはどういうふうに判断するのでしょうか。

吉村商工水産課長補佐 この長門しごとセンターにつきましては、地方創生推進交付金事業であります、ひととしごとのハブ構築による地域未来創造事業に関連した施設として位置付けております。このひととしごとのハブ構築による地域未来創造事業の事業目標、業績評価指標といたしましては、長門市内の高校で就職を希望する方が市内に定着する割合を 50%程度まで引き上げることと、学生によるインターン、職業体験の民間受入企業の事業所数を 120 まで増やす。新規創業件数を 10 件、新規担い手を 12 人育てるということを目標にやっていくつもりでございます。

重廣委員 一昨日は現場視察させていただき、誠にありがとうございます。その建物を見させていただきまして、先ほど重村委員のほうからあったんですが、365 日 24 時間貸すということにちょっと私も引っかかかっておりまして、先ほど、たとえば 6 法人並びに個人が入れますと、セキュリティの問題ですよ。今から管理人を置くなり検討をしていくというふうな話を伺いましたので、そのあたりはしっかりしていただきたいと思います。ただ、今の建物自体名称は長門市しごとセンターというふうに決まっている。看板も何もございません。今まだ何かされるんですか。もう完成されたから私ら視察させていただいたという認識で行ったんですけど、たとえばセミナールームとかミーティングルームとか部屋の名称の看板はあるんですが、ほかのワーキングスペースとかシェアオフィス等の出入口に対する看板は一切ないわけですよ。それで表に入るところの長門しごとセンターの看板もございませんが、今からまだまだお金をかけていくらかそういう整備をされるのかどうか伺いたいと思います。

吉村商工水産課長補佐 施設内における議員ご指摘の案内の標識につきましては、看板等も含めまして、市内全体の施設案内図等も含めて、まだ未整備の部分がございます。これにつきましては供用開始までに整備するよう現在も発注をかけておりまして、そこで議員からもご指摘のありました部分等も対応してまいりたいと思っております。

重廣委員 今、私建物だけの看板のことを申し上げましたけど、国道等にも、当然ここにしごとセンターがありますよというのが、盛り上がって有名になってそういうセンターにいろんなところに行ってみたいというふうな方が増えればのことなんですけど、今どこにあるか分からない状態ですよ。そのあたりの市民の皆さん、他市の皆さんにも周知方法も少し検討、大きな看板をすぐ付けなさいという意味じゃないんですけど、そのあたりの周知方法についても検討していただきたいと思います。

林委員 それでは議案第 11 号の長門市しごとセンター条例について、簡潔に 1

点ほどお尋ねします。先ほどから出ておりますように一昨日しごとセンターと
いうのを現地視察を行いました。この施設は平成 28 年度の 9 月補正、それから
平成 29 年度の当初、平成 30 年度の当初の予算計上を受けて、施設そのものは
今年の 7 月 30 日に完了検査が終了しております。条例審査なので、それに沿っ
て 1 点ほどお尋ねしますが、第 11 条には「市長は、公益上特に必要があ
ると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又
は免除することができる」というふうに規定されておりますけども、この施設
は言うまでもなく地方自治法第 244 条に基づく公の施設でありますので、この
公益上特に必要があると認めるときその他特別の理由とはいったいどういう場
合を指すのか、その点をお尋ねして質疑を終わります。

吉村商工水産課長補佐 公益上特に必要があると認めるときでございますが、
これは市、又は市内の公益的な団体、たとえば商工会さん等想定もしておりま
す。や、市以外の官公庁等、県でありましたり国の労働局でありましたり職業
安定所等が、本施設の設置目的と合致するために行う、そのために使用する場
合を想定しているところでございます。その他特別の理由でございますが、特
別な理由でございますのであれなんですけど、たとえばシェアオフィスの入居
希望者などで、本施設の設置目的と合致して高い事業効果が得られる場合、た
とえば企業誘致活動をサテライトオフィスのようにやっていくのかというのは、ま
だ検討段階ではありますけども、そういった場合でありましたり、天災や災害
などにおきます不測の事態による避難所などで活用する場合は減免の対象にな
るかというふうに想定しております。

早川委員 先ほどの話に戻るんですけど、365 日 24 時間の件なんですけども、
これって交付からお試し期間というか、計算する期間を設けるとおっしゃっ
たんですけど、たとえばこのシェアオフィスと違ってけっこう昼間ではなくて夜
に、たとえばインターネットとかだったら環境が良くなるので夜に仕事をされ
るということで、ずっと 10 時から翌朝にかけて申請があった場合は毎日毎日、
結局間の管理人として人件費が計算上、計上されるわけじゃないですか。今の
説明だと。申請が 10 時以降だったら申請します、そのときには管理人をつける
かもしれないと先ほど説明を受けたような気がしたんですけど、ちょっとここ
で 1 回切ります。もう 1 回確認で。

吉村商工水産課長補佐 管理人を置くのはシェアオフィス、キャリア教育拠点
以外の施設の場合でございますが、キャリア教育拠点室とシェアオフィスにつ
いてはもう 24 時間あそこを、いけば賃貸借契約のような感じにはなるんです
が、利用契約という形で交わしますものですから、もうそこは自分達の責任の
範囲内において利用していただくということで、特に管理人は設定することは
想定しておりません。

早川委員 ありがとうございます。ちょっと受け取り方が間違っていました。それともう 1 点、この条例は性善説的に作ってあるので、たとえばシェアオフィスでも、24 時間居住するっておかしいですけど、見させていただいたので居住空間にはならないかと思うんですけど、水もあればおトイレもある、24 時間そこで過ごそうと思えば過ごせるわけじゃないですか。その場合の業務委託の期間であったり、指定管理にいったときの市が対応する方法というのはやっぱり一応は考えられているんでしょうか。

吉村商工水産課長補佐 条例上、第 7 条、第 8 条のところに使用の制限と許可の取り消し等もございますが、あまりにもそういう、一応利用規約の中でどういった業種の方が入って来られて、どういった活用をするのかというものは入居者選定委員会のほうで判断をさせていただこうと思っておりますが、あまりにもこの施設の利用目的に反するとかいうところになれば、こういった条項を利用しながら退去を命ずることもできるようにはしておりますので、あまりそういうことがないところをしっかりと選んでシェアオフィスに入居していただくというふうに考えております。

中平委員 このシェアオフィス、昨日私たち見学させてもらったんですが、どう見ても僕はエアコン、空調とかスペースの仕切りとかが甘いんじゃないかと思うんですが、こののちも改造するとかシェアオフィスを借りる人の意見を聞いて改造するとかいうことはありますか。

吉村商工水産課長補佐 シェアオフィスにつきましては、我々担当課としましても、県内の他施設であったり県外の他施設等も見てきたわけでございますが、シェアオフィスというものの自体が全体の空間をある程度皆さんでシェアをしていく、共同で利用していくというところになりますものですから、それぞれが区切られた部屋というものじゃなくて、皆が一つの空間を共有するということで、ああいう天井が空いていて、声が漏れるというようなご意見もいただいておりますけども、ああいった施設になっておるものですから、今のところ利用者の皆さんの声も今後は参考にはしていこうと思っておりますが、現在のところは施設の改修というのは考えておりません。エアコンについてですが、個々でエアコンで管理するというものもございましたけども、財政的な部分で初期投資の部分でございましたり、そこは皆さんがしっかりと、先ほど申しましたようにシェアをしていくというところの観点の中で、ああいった設備となっておりますので、利用状況とかそれこそ実績額等も見ながら今後の改修というところについてはそれらを見てから判断をしていきたいというふうに思っております。

中平委員 このシェアオフィスに関しては使用者の方の声を十分聞いて柔軟な対応をお願いいたします。

南野委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 11 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手全員です。よって、議案第 11 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで文教産業常任委員会を閉会します。どなたもご苦労様でした。

— 閉会 10 : 55 —